第３４回（令和４年度第２回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　令和５年２月７日（火）午前１０時開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第１委員会室

３　出席者

委員

田尻委員長、木村委員長職務代理、石井委員、貝沼委員

事務局

総務部	本多部長
契約課	馬場課長、岡副課長、柳澤主幹、鈴木主査、関塚主査、木部主事
上下水道部	丸山部長
経営課	小暮課長、榛葉主査、茂木主任

抽出案件主管課

危機管理課	鯨井課長、小林副課長
環境美化センター	大橋所長、四分一主任
東部地域開発推進室	千野室長、宇佐美副室長
公園緑地課	石原課長、水野副課長、須藤技師
道路課	新井課長、杉浦主幹
維持課	大崎課長、金子主幹
水道課	田中課長、神沼主幹
下水道課	東課長、茂木主幹

４　議事

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

・　一般競争入札	３件／対象案件	６４件
・　指名競争入札	１件／対象案件	６６件
・　随意契約	１件／対象案件	３件

業務委託

・　指名競争入札	２件／対象案件	１９件
・　随意契約	０件／対象案件	０件

〈上下水道部〉

建設工事

・　一般競争入札	１件／対象案件	３０件
・　指名競争入札	０件／対象案件	５件
・　随意契約	１件／対象案件	１件

業務委託

・　指名競争入札	０件／対象案件	１７件

オ　次回抽出委員の指名について

カ　次回委員会の日程について

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、令和４年７月１日から令和４年１２月２８日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

イ　抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・熊谷運動公園屋内プール改修工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　１回目の入札で３者が入札参加申請をしたが、辞退している。その理由は把握しているか。

事務局：　詳細は不明だが、仕様の内容等、折り合いがつかなかった部分があったと思われる。

委　員：　中身をよく見たら難しかったということか。

事務局：　本事案は再度公告であり、１度目の入札では１者のみが応札し、応札額は予定価格を１，０００万円超過していた。当該業者は２度目の公告時には辞退した。請負金額の算定が難しい工事であることは確かである。

委　員：　業者が見積価格に比して受注は難しいと思ったかもしれない、ということか。

事務局：　その可能性がある。また工事の特性も影響したと考えている。本事案はガラス交換工事や防水工事が含まれており、土木工事に比べて複雑な工事である。

事案２・・・（仮称）道の駅「くまがや」外周道路整備工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　３者が同額で応札したが、その場合の取り扱いは。

事務局：　地方自治法施行令に基づき、くじ引きで決定する。

事案３・・・市道９０００７号線道路改良工事【一般競争入札（総合評価方式）】

【質疑応答】

委　員：　総合評価方式の採用理由は。

事務局：　対象道路は県道から工業団地につながる中心の道路であり、大型車両の交通量増加が見込まれる。拡幅個所の適切な路盤形成、アスファルト施工等の技術力が必要になるため、価格のみの競争ではなく、他の面も考慮する総合評価方式をとった。

事案４・・・東武熊谷線跡地道路整備工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　工事内容はどういう状態のものを、どういう状態にする工事か。

事務局：　本事案はＲ２年度から始まる事業において最後のものである。これまでに車道の整備を行ったため、今回は遊歩道を整備する工事である。

委　員：　辞退が多いのはなぜか。

事務局：　これまでの車道の整備工事と異なり、設計金額も１，０００万円以下となったため、応札意欲が減少したためと考えている。また、年度の下半期の発注であり、指名業者の手持ち工事との兼ね合いもあったのではないか。

委　員：　一般に下半期は忙しいのか。

事務局：　工事の平準化は進めているが、未だ工事の集中する時期があることは認識している。

委　員：　発注時期や工期を工夫することも検討していただきたい。
事務局：　了承した。

事案５・・・令和４年度防災行政無線（固定系）屋外拡声子局増設工事【随意契約】
【質疑応答】
委　員：　随意契約は相手の言い値になってしまう可能性があるが、見積合わせをするなど、見積金額が適正な価格となるような工夫はしているか。
事務局：　本事案は、特定の周波数の割り当てを受けた業者を相手としなければならないものである。予算措置の観点から、想定した金額以内であれば問題ないと思われる。
委　員：　予定価格はどのように決めるか。
事務局：　随意契約については、まずは契約方法が適正かどうかを協議する。
事務局：　防災行政無線を取り扱う業者として把握しているものでは４者であり、寡占市場であるため、適正な価格を算出するのは難しい。ただし、毎年同じように調達しており、同業者と契約するため、金額が不当に吊り上がっていないかという観点からは検証可能である。
事務局：　設計の際は、国の共通単価を使用しており、単価設定の際そのような観点が考慮されているという認識である。

事案６・・・橋梁点検業務委託（Ｒ４）【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　資料１の一覧を見ると、橋梁長寿命化修繕設計業務委託が２件あり、本事案と類似の業務委託だと見受けられる。同じ業者が落札しているのはなぜか。
事務局：　本事案の指名の経緯から説明する、設計金額からは７者以上を指名すべき案件である。橋梁点検を請け負うことができる市内本店業者は少なく、市内代理や県内本店からも選定する必要がある。選定基準に関して、本案件は市内２４０橋の点検をする業務であり、業務に精通した技術者の配置が望ましく、県内での実績が多い業者を選定した。本事案の落札者は市内代理で最多の実績を持つ者であり、入札結果は妥当なものだったと考えている。
委　員：　実績と入札結果は関係ないと思うが、実績の積み重ねが価格競争力に直結する業務ということか。
事務局：　そのような意味である。実績や経験が多いほど技術力も向上し、同じ業者が落札しやすいという傾向はある。同じ業者に落札させようという意図はない。
委　員：　橋梁設計は高度な技術力が必要であり、ノウハウを積んだ業者が強いことは承知しているが、技術的な面から考えると、地元業者が技術力をつけ、自分の地域のインフラを点検や維持をするのが望ましいと思っている。
委　員：　本事案では次点の業者が市内本店であるので、今後やり方を工夫すればできそうでもある。総合評価方式を採用してはどうか。
事務局：　総合評価方式を採用しても、望むような形にはなるかは不明である。橋梁修繕には工法が様々であると聞いており、高い技術力がないと受注は難しいようである。

事案７・・・旧妻沼清掃センター解体工事に係る調査・計画等作成業務【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　市内本店業者がすべて辞退したのはなぜか。
事務局：　本事案は廃棄物処理施設の解体に係る設計である。同種又は類似の実績のある業者はかなり少なく、特殊な案件であると認識している。市内本店業者について実績がないので、辞退したものと思われる。
委　員：　調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を行ったとのことだが、どのような内容の調査を行ったのか。

事務局：　書面と聞き取りによる調査である。入札金額の算定根拠、会社の規模、労務管理状況について調査する。
委　員：　仮にその調査で問題があった場合、どうなるのか。
事務局：　調査の結果、履行は不可能であるとの結論に至った場合、入札額が次点の業者にあたることになっている。
委　員：　入札結果表第５番以降の市内代理業者はコンサルタント業界では大手であり、特殊な業務であることを考慮しても、地元業者の受注が望ましいと考える。

＜上下水道部＞
事案８・・・元荒川第４処理分区下水道工事【一般競争入札】
【質疑応答】
なし。

事案９・・・吉岡配水場石綿含有塗材除去工事【随意契約】
【質疑応答】
委　員：　本事案に先行する案件として、令和３年度９月７日に契約した「吉岡配水場施設改修工事」があるが、この工事の間に石綿に関する新たな事情が発生したため、随意契約をするに至ったということか。
事務局：　先行する事案は請負金額１２億６２８０万円で、令和７年３月４日までの工期を設定した。設計当時は平成３０年の発注を予定していたが、給水区の切替等の試験をやった結果、別途工事が必要になり、発注が遅れてしまった。その間に法改正があり、アスベストのレベル３についても除去義務が課されるようになった。本事案の契約締結後、施工業者が取り壊し予定の建物を調べた結果、レベル３のアスベストが検出された旨報告を受けた。その結果に基づき、工事内容の追加を行ったものである。本来は随意契約ではなく、変更契約をすべきであるが、債務負担分について議会の承認を得るまでの時間がかかることもあり、いずれにしても同じ業者が請け負う場合であれば、新たに必要となる金額に差がないと見込まれたため、随意契約をするにいたった。
委　員：　業者側からすれば変更契約の方が負担は少なかったのではないか。
事務局：　事務負担の観点からはそうである。
委　員：　入札結果について、事案５の随意契約と異なり、見積結果が第１回と最終回の記載があるが、２回行ったということか。
事務局：　実際は６回行っている。予定価格に対し、業者側の見積価格とは折り合わなかったので、再度可能な範囲で見積価格を出しなおさせたということである。

【議事全般にわたる意見等】
委　員：　事案５について、見積価格の妥当性を調べる場合、同じ業者の、他自治体における請負額との比較をすることも可能と思われるが、そのような比較は可能か。
事務局：　国の共通単価を基に算定した予定価格内であれば、他自治体と比較しても差はないと思われる。
委　員：　他自治体の採用状況は把握可能か。
事務局：　一般に入札や随意契約の内容は公表されているので、可能である。
委　員：　可能であれば、他自治体と比較してはどうか。
事務局：　検討していきたい。
委　員：　地元企業は人材確保や材料調達に苦労している印象を受ける。工事が集中すると、受注しにくくなってしまうので、工事の平準化には力を入れていただきたい。
事務局：　了承した。

ウ　次回抽出委員の指名
次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

エ　その他
次回の委員会の開催予定について説明した。

以上で、閉会となった。